多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和７年７月３１日

匝　瑳　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

| 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1号事業 | ２号事業 | ３号事業 | ４号事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 | | |
| ○ | | | | 匝瑳市高地区 | 無 | 令和５年度　～　令和９年度 | 高八市環境保全会 |